

<統括本部 協議事項 4>

2023年4月19日

職域生協統括本部

第8回事務局長会議

マイカー共済次期商品改定（概要案）への対応について

(添付資料 有)

I. 提案の主旨

第6回役員会（2月8日）で提起された「マイカー共済次期商品改定概要案」について、各推進本部の加入分布に基づく掛金改定内容等の分析を行い、職域生協統括本部の評価と対応方針（案）を策定した。各推進本部は、概要案に基づき組織討議を行い、意見集約を進めていくこととする。

II. 資料

【別紙1】概要案に対する職域生協統括本部の評価

【別紙2】「マイカー共済 次期商品改定概要案について」（2月8日役員会資料）

資料1 「マイカー共済 次期商品改定概要案 ダイジェスト」

資料2 「マイカー共済 次期商品改定概要案」本冊

【別紙3】前契約と前契約同等プランの掛金増減率分布（推進本部別）

【別紙4】マイカー共済次期制度改定に伴う事業目標及び事業経費予算に関わる本部要請

* 組織討議においては【別紙2】資料2および【別紙4】は配布しないことに留意する。

III. 次期商品改定(概要案)のポイント

1. 補償内容の統一と補償範囲等の拡大

東京海上日動社との損害調査業務の事業連携に伴う対応として、原則、現行より改善となる場合にのみ、東京海上日動社の自動車保険（2023年1月改定制度）の補償内容（補償要件や補償水準など）に統一する。

具体的には、「車両損害補償における補償範囲拡大」、「心神喪失等事故被害者補償特約（仮称）」の新設、また、「非接触の電車運行不能等の損害賠償」の補償範囲拡大など、補償や取扱いの範囲等を拡大する。

2. 組合員ニーズへの対応やこの間の改善要望の反映

事業連携開始（2025年4月実施）に支障のない範囲で、かつ、収支や改定コストへの影響が軽微な範囲での対応をする。

具体的には、「運転者本人限定特約（割引）の新設」や「新車買替特約の付帯条件の緩和」などを行う。

3. 共済掛金

(1) 純掛金

基本共済掛金（割引等適用前の基準となる純掛金）および各リスク区分の掛金率（等級減算の割引率等）について、直近実績にもとに洗い替えし、各改定内容の影響を反映する。

(2) 損害調査付帯費用純掛金

直近の実績をもとに洗い替えし、さらに事業連携に関わる委託費分を反映し、引き上げる。
損害調査付帯費用純掛金率 対掛金 9.0% (現行 3.0%)

(3) 付加掛金

事業連携に伴う業務形態の変更に伴い、これまで付加掛金に計上していた損害調査付帯費用を純掛金に計上することから付加掛金率は次の通り引き下げとなる。
付加掛金率 対掛金 29.1% (現行 31.0%)

4. 掛金改定の影響 (概算)

(1) 平均掛金改定率

平均掛金改定率は▲0.1%となり、全体の掛金水準はほぼ横ばいとなる見込みである。

全補償種目合計	基本補償	車両損害補償
▲0.1%	1.0%	▲2.8%

(2) 契約個々の影響

改定により掛金引下げとなる契約が約 69%、掛金引上げとなる契約が約 31%となる。掛金引上げとなる契約の大部分は、現行掛金に対して 10%以内 (年掛金 4,000 円以内) の変動におさまる見込みである。

(3) 損保との比較

契約条件ごとに掛金への影響は異なるものの、改定後の掛金水準は代理店系損保の保険料を下回る水準 (概ね 7 割程度) であり、掛金競争力は一定確保できている。

(4) 等級別掛金率

マイカー共済独自の 22 等級の割引率は、65%割引 (現行 64%割引) に拡大する。他の等級の割引率は、掛金率洗い替えにともない拡大・縮小する。

5. 実施時期

2025 年 4 月目途とする。

IV. 各推進本部の加入分布に基づく掛金増減と分析

1. 共済掛金の想定増減率・増減額 (【別紙 3】参照)

2022 年 5 月末有効契約と同等プランで試算した共済掛金の改定前後の増減分布は、【別紙 3】の通りとなる。

(1) 試算の前提

- ① 2022 年 5 月末時点の契約データを使用している。
- ② 型式別クラスは試算時点のクラスを使用しており、2023 年 1 月以降の変動は見込んでいない。
- ③ 無事故を想定し、無事故等級を 1 等級加算している。

- ④ 車両補償に加入している場合は更新による車両共済金額減額を折り込んでいる。
- ⑤ 主たる被共済者年齢を1歳加算している。
- ⑥ 各推進本部に適用される団体割引は現行の割引率を適用している。

(2) 試算結果の注意点

この試算は、加入者ごとの実際の加入状況に応じて、制度改定前後でどのような掛金額になるかを試算したもので、同条件での掛金比較を行ったものではないことに留意する。

したがって、同じ等級であれば引上げとなる掛金が、無事故等級が進行することを要因に掛金引下げとなる場合もある一方で、同じ年齢であれば引下げとなる掛金が、被共済者年齢区分が上がることによって引上げとなる場合も含まれている。

(3) 掛金増減分布の結果

	団体 割引率	引下げとなる 契約の割合	引上げとなる 契約の割合	うち、引上げ額が 年掛金 4,000 円以内 におさまる契約の割合 () は 2,000 円以内 におさまる契約の割合
マイカー共済全体	—	69%	31%	—
森林労連共済	20%	59%	41%	41% (37%)
たばこ共済	25%	59%	41%	40% (36%)
自治労共済	32.5%	63%	37%	36% (32%)
全水道共済	20%	57%	43%	42% (36%)

(4) 分析結果

① 車両補償付帯率によって推進本部総体の改定率は異なる

上記4.(1)の平均掛金改定率によると、車両補償を付帯している契約の平均的な改定率は「車両補償▲2.8%引下げ+車両以外+1.0%の引上げ=契約全体で▲1.8%の引下げ」となる。

例えば、車両補償付帯率が約50%の推進本部は、車両補償付帯契約が▲1.8%の引下げ、車両補償付帯なし契約が+1.0%の引上げ、全体平均で▲0.8%の引下げとなり、それぞれの推進本部の車両付帯率によって増減する。

② 退職世代の比率が大きい推進本部は年齢の上昇による引上げ要素が多い

今回の改定では、被共済者年齢区分と年齢区分ごとの間差割合（年齢区分ごとの上昇率）は改定していない。

【別紙2-資料1】付表の掛金試算によると、現職世代の年齢区分（30代、40代、50代）は年齢上昇による掛金引上げはほとんどなく、退職世代の年齢区分（60代、70代、75歳以下、75歳以上）は、掛金上昇率が大きい。

したがって、退職世代の比率が大きい推進本部では、被共済者の年齢上昇が次の年齢区分に達することで、掛金上昇した契約が多くなる。

(5) 車種別の増減の特徴

小型貨物車、軽四輪貨物車、原付自転車は全体に占める台数は少ないが、半数以上が引上げとなる。ただし、その契約の多くが「増減率 10%・増減額年掛金 4,000 円以内」の引上げ範囲に留まる。

(6) 損保代理店水準との比較

契約条件ごとに掛金への影響は異なるものの、改定後の掛金水準は代理店系損保の保険料を下回る水準（概ね 7 割程度）であり、掛金競争力は確保できている。

< 損保に対する掛金水準 > 基本補償+車両損害補償

	掛金水準 (対代理店系損保)	普通・小型乗用車 トヨタ・ヤリス	軽四輪乗用車 ホンダ・N-BOX
マイカー共済全体	7 割程度	71.6%	68.0%
森林労連共済	6 割程度	58.7%	55.7%
たばこ共済	6 割を下回る程度	56.1%	53.3%
自治労共済	5 割を上回る程度	52.1%	49.6%
全水道共済	6 割程度	58.7%	55.7%

< 損保水準と比較の主な試算条件 >

基本補償+車両損害補償 こくみん共済 coop 22 等級 65%割引（各推進本部団体割引適用）、損保 20 等級 64%割引、年払い、運転者年齢条件 29 歳以下

V. マイカー共済 次期商品改定概要案に対する統括本部の評価

【別紙 1】「概要案に対する職域生協統括本部の評価」参照

1. 補償内容の統一と、補償範囲等の拡大

事業連携にともない、制度改定後もマイカー共済の制度的特長が継続されること、また、現行より改善となる場合にのみ東京海上日動社の補償内容に統一するという方向性については組合員メリットにつながるため、評価する。

2. 組合員ニーズへの対応やこの間の改善要望の反映

「運転者本人・配偶者限定特約」の割引率を、実績の反映により引き下げざるをえない中で、「運転者本人限定特約」を新設し、組合員の選択肢を増やしたことについて、理解する。また、買い替え年数の長期化など社会の趨勢に合わせた「新車買替特約の付帯条件の緩和」等については、一定の評価をする。

3. 掛金改定について

全体的な傾向としては、掛金が引下げとなる契約が 69%、引上げとなる契約が 31%、全種目合計の平均掛金改定率は▲0.1%に抑えられており、改定内容の多くが補償内容の改善である中でこの改定率を維持できる見込みであること、また、代理店系損保に対して 7 割程度の掛金水準を維持しており、損保との競争力でも優位性を保てる見込みであることについて、一定の評価をする。

一方で、直近実績と各改定内容の影響をふまえた掛金再計算を行うことの必要性は理解するものの、各推進本部とも高年齢層の方の被共済者年齢進行による掛金引上げや、小型貨物車、軽四輪貨物車等、一定数の契約が掛金引上げになることが想定される。

統括本部としては、掛金水準が引下げになる車両補償の取り組みを強化すること、組合員の家族状況や年齢に応じて「運転者本人限定特約」を案内すること等の推進策でカバーしながら、本部に対しては、掛金引上げ幅が圧縮できるよう実施案に向けた努力を求めていく。

4. 付加掛金について

これまで付加掛金に計上していた損害調査付帯費用を純掛金に計上することから付加掛金率が引き下がるが、職域生協統括本部の各推進本部では、付加掛金の一定割合を損害調査費用として負担しており、今後の事業運営や目標管理に影響が懸念される。

そのため、組織討議における意見反映とは別に、職域生協統括本部と本部の間で協議、確認を進めていくこととする。

VI. 職域生協統括本部の評価をふまえた対応方針（案）

以上の分析と評価をふまえ、職域生協統括本部としては、マイカー共済次期商品改定概要案について、組織討議に付し、各推進本部の意見集約を進めていくこととする。

また、本事務局長会議で提起する「損害調査業務抜本改革 詳細実行計画」と密接に関連することから、「損害調査業務抜本改革 詳細実行計画」と同時に意見集約を進めることとする。

討議資料については、会議終了後、事務連絡を配信する。

VII. スケジュールと今後の進め方

スケジュール	本部	統括本部
4月19日（水）		第8回事務局長会議 マイカー概要案組織討議開始
6月下旬予定		統括本部への意見提出予定
7月6日（木）		第5回本部長・第11回事務局長会議 マイカー改定+損調改革の意見集約
8月3日（木）	役員会 マイカー改定（実施案）提起	

以上